第8回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

会議次第

日時 令和4年11月10日(木) 14時00分~15時30分 会場 大手公民館 2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議事項
 - (1) 第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画中間報告(案)について
 - (2) その他
- 4 閉 会

第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画 (中間報告)

令和4年12月

松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

はじめに一中間報告に当たって

作成中

中間報告目次

はじめに一中間報告に当たって

1 子どもの権利条例及び子どもにやさしいまちづくり委員会の	D意	.義	と	役	割	
(1) 子どもの権利条例の意義	•	•	•	•	•	1
(2) 推進計画の特徴	•	•	•	•	•	2
(3) 子どもにやさしいまちづくり委員会による検証	•	•	•	•	•	2
2 推進計画の全体的な実施状況						
(1) 着実な前進	•	•	•	•	•	3
(2) 松本市の施策全体と推進計画	•	•	•	•	•	3
3 推進計画の実施状況の検証						
(1) 子どもの権利の普及と学習への支援	•	•	•	•	•	4
(2) 子どもの相談・救済の充実	•	•	•	•	•	8
(3) 子どもの意見表明・参加の促進	•	•	•	•	•	12
(4) その他の施策の方向に関する事業	•	•	•	•	•	16
4 推進体制について						
(1) 庁内推進体制	•	•	•	•	•	17
(2) 市民、関係機関等との連携	•	•	•	•	•	17
(3) 委員会のあり方など	•	•	•	•	•	17
おわりに当たって						18

1 子どもの権利条例及び子どもにやさしいまちづくり委員会の意義と役割

(1) 子どもの権利条例の意義

最初に、推進計画の基にある条例の意義について簡潔にふれておきます。条例の特徴は以下の点にまとめられます(「松本市子どもの権利検討委員会最終報告書」2012 [平成 24] 年 11 月 27 日)。

- ① 子どもの権利を尊重し、子ども支援、「すべての子どもにやさしいまち」づくりを推進するために必要な、理念とその普及、市の責務やおとなの役割と支援、子ども参加の促進や相談・救済の仕組みや居場所づくり、子ども施策の推進と検証などについて定めた総合条例です。
- ② 松本市が目指す「すべての子どもにやさしいまち」づくりの考え方や内容を明示しています。
- ③ どの子も生まれながらに尊厳や権利を持つ主体として尊重され、それぞれの育ちが 支援されるために必要な考え方と保障のあり方を示しています。
- ④ 子ども観や子ども支援の基礎にある子どもの権利について、その普及や学習の促進、 情報の提供などを重視しています。
- ⑤ 松本の豊かな自然のなかで子どもが安全に安心して育っていくことを定めています。
- ⑥ 子ども支援とともに、親・保護者や子ども施設の職員など子どもの育ちにかかわる おとなも支援することが不可欠であることを強調し、支援のあり方を示しています。
- ⑦ 子どもの意見表明・参加の意義や重要性を強調し、それらを促進するための施策等 を定めています。
- ⑧ 子どもの SOS を受けとめ、効果的な救済・回復を図るために、子どもの権利擁護委員という第三者機関を設置するなど、子ども固有の相談・救済制度を設けています。
- ⑨ 子ども施策の総合的かつ継続的な推進のために、関係部署・機関等が子どもの状況 を把握・共有すること、行動計画を策定すること、行政体制を整備すること、そして 検証のための委員会をつくることなどを定めています。
- ① 子ども支援、「すべての子どもにやさしいまち」づくりを推進するために、市、関係機関、市民が連携・協働することが不可欠であることを示しています。

そして、条例の前文では、「すべての子どもにやさしいまち」づくりを目指して、6つの基本目標-①どの子もいのちと健康が守られ、社会の一員として成長できるまち、②どの子も愛され、大切に育まれ、認められ、安心して生きることができるまち、③どの子も松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち、④どの子も地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち、⑤どの子も自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき尊重されるまち、⑥どの子もいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち-を掲げ、子どもにやさしいまちづくりに向けた総合的・重層的・継続的な施策の方向性を示しています。

(2) 第2次推進計画の特徴

第1次推進計画の基本理念、基本目標を継承しつつ、子どもの育ちや、支援者への支援をより明確にするため、施策の方向が7つから8つに見直されました。また、第1次推進計画を、数値目標だけにとらわれない形で評価・検証をした中間報告(平成29年報告)も踏まえながら、子どもの権利に関するアンケート調査結果(以下「子どもの権利アンケート」という。)や松本市民満足度調査結果、そして子どもたちへのヒアリング結果等による、子どもや保護者・市民の意見も聴取し、明らかになった課題に向き合った計画とされています。

特徴的な取組みとして、1つ目は、貧困・虐待・いじめ・不登校、外国にルーツを持つ子ども・性的マイノリティの子ども・障害のある子どもなど、子どもたちやその取り巻く環境の多様化についても意識し、まち全体で子どもの育ちを支えることを目指すこと。2つ目は、18歳までの子ども期に留まらない、若者期へのつながりを見据えた子ども施策を考えたこと。3つ目として、保護者や支援者への支援をより明確化したこと。この3点を踏まえて子どもの権利条例の更なる推進のため、そしてすべての子どもにやさしいまちづくりの実現に向け一歩進めた計画とされていることです。

これらの条例の意義や推進計画の特徴を常に意識しながら、条例や推進計画をいっそう効果的に実施していくことが必要です。本委員会の検証もこれらの点を 念頭において行っています。

(3) 子どもにやさしいまちづくり委員会による検証

行政が行っている PDCA による事業評価は、厳しい財政状況のなかで金・人・物をいかに削減するかを主目的にして、費用対効果、効率性、有効性などを数値ではかることが一般的です。しかし、そのような方法のみでは権利保障に関する評価としては十分ではありません。子ども施策の多くは権利保障に関わるので、その効果として予算や人の効率化、事業の改善、説明責任の向上、職員の意識改革などにとどまらず、子どもの権利保障にどこまで貢献したかという視点を位置づけることが不可欠です。

本委員会が行おうとしている条例に基づく「検証」とは、①アンケートやヒアリング調査等を通じて子どもの実態や思い・願い等を把握し、②行政の事業評価に基づき行政と対話を行い、③その過程で子どもを含む市民から出された意見の検討を踏まえ、④子ども施策の進展に向けた提言を行う一連の活動です。本委員会は、子どもに関わる問題事例や事件の背景にある施策の現状や課題について、行政の事業評価や対話等を通じて検証し、提言を行います。このような検証は、子どもの権利を基準にした新たな事業評価といえます。

したがって、行政による事業評価においては、条例ができたことによりこれまでの行政をどのように継承・発展または変更・進展しなければならないのか、あるいは何を実現することができたのかなどを自覚的に自己評価することが必要

です。

また、この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重要です。 子どもの権利をはじめ権利の保障にかかわることがらの大部分は、議会や行政任 せでは実現しません。子どもをはじめとする市民の参加は、行政だけでは把握で きない子どもの現実や取組みの実態などを明らかにすることに貢献し、条例や推 進計画の実施をより現実的で効果的なものにします。この検証システムは、本委 員会、行政、市民・子ども等が、それぞれの役割を確認しあいながら、パートナ ーシップの下に子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視したもので す。

2 推進計画の全体的な実施状況

(1) 着実な前進

全体的に見ると、推進計画は着実に実施されてきているといえます。子どもに関わる施策・事業のなかに子どもの権利の視点が入るようになり、事業の実施に当たって子どもの意見聴取が行われるなど、条例に基づいた施策が進められてきています。

しかし、3「推進計画の実施状況の検証」で指摘されているように、その速度 と内容は子どもを取り巻く現実に対応したものになりえていません。

繰り返しになりますが、行政としては、子どもの権利条例が制定されたことの 意味を再認識し、子ども施策・事業に活かしていくことが必要です。

そのためにも、行政による事業評価において、担当部局は条例ができたことにより何がどう変わったのか、どこまで達成できたのかなどについて、単に数値の達成度だけではなく、市民の認識や態度等の変化も含め、文章等でエビデンスを明示することが求められています。

(2) 松本市の施策全体と推進計画

松本市は、いのち・健康に関わる施策や文化に関わる施策など先駆的な取組みを推進しています。これらの松本市の「強み」を本推進計画とより連動させて、子どもの育ちを市全体で支えていく「すべての子どもにやさしいまち」を促進することが重要です。

また、松本市はいま、地域コミュニティの再構築に向けてさまざまな検討・取 組みを推進しています。その際にも、子どもの権利条例を実現する視点をもっ て、子どもの意見表明・参加等を促進することが求められます。

3 推進計画の実施状況の検証

(1) 子どもの権利の普及と学習への支援

子どもの権利の普及のための事業は、松本市子どもの権利条例の施行、並びに、 子どもにやさしいまちづくり推進計画の策定に基づき始まった施策です。

条例施行を機に多くの事業が創設され、着実に成果を上げています。令和3年からは、「子どもの権利の日」の前後を「こども権利ウイーク」として創設するなど、子どもの権利の普及のため、集中的な取組みも開始しています。一方、検証の結果、まだまだ課題もあるのが現状です。今後、一層取り組むべき方向を示します。

ア 条例認知度・こころの鈴の認知度の向上

子どもの権利アンケート結果から、2018 (平成30)年に比べ、2021 (令和3)年の条例及びこころの鈴の認知度は、順調に上昇しています。

「子どもの権利に関する条例」を知っていますか

2018 (平成30) 年 内容まで知っている: 9.0% 名前を知っている: 48.4%

2021 (令和3) 年 内容まで知っている:16.4% 名前を知っている:50.0%

「こころの鈴」を知っていますか

2018 (平成30) 年 内容まで知っている:17.4%

2021 (令和3) 年 内容まで知っている:32.5%

子どもの権利の普及のためには、まずは、条例の認知度を上げることが不可 欠です。また、合わせて、こころの鈴の認知度を上げる必要性もあります。

そこで、2024(令和 6)年(予定)の子どもの権利アンケートにおける、条例認知度、並びに、こころの鈴の認知度については、下記の数値目標を設定して施策等を推進していく必要があります。

目標値 2024 (令和 6) 年

「子どもの権利に関する条例」を知っていますか

内容まで知っている: 40% 名前だけ知っている: 35%

※ 条例を知っている割合:75%(4人のうち、3人は知っている)

「こころの鈴」を知っていますか

内容まで知っている: 80% (5人のうち、4人は知っている)

イ 学校における「子どもの権利の学習」の機会の位置付け

子どもの権利アンケートの結果、条例を知る方法については、「学校の授業、 先生の話」の割合が47.2%で最も高くなっています。

松本市は、県内で唯一、子どもの権利条例のあるまちとして、松本の人権教

育において周知していくとともに、学校における人権教育及び「子どもの権利 の推進と学習」を明確にし、学習の機会の確保を継続していく必要があります。

ウ 乳幼児期、学童期(保護者含む)からおとなまで、継続的かつ持続的で、きめ細かな啓発と学習支援

特に、乳幼児期の保護者への学習支援は重要であり、ママとパパの教室、こんにちは赤ちゃん事業、こどもプラザ、児童センター、つどいの広場等の既存の事業と連携し、計画的に学習の機会を提供していかなければなりません。そのためには、こども育成課、保育課、健康づくり課ほか関係課の連携が必須です。

また、「子どもの権利ウイーク」の創設により、子どもの権利に関する条例に基づく、子どもたちの体験・学習機会の充実のための施設の無料開放やさらなる周知強化を継続していく必要があります。

その他、市政広報の継続的な活用と並行して、地域づくり課、生涯学習課とも連携し、町会や松本版・信州型コミュニティスクール事業などを通じて、地域で子どもの権利について学び、「子どもにやさしいまち松本」という意識の醸成を図る取組みが必要です。

エ 紙芝居の活用による幼い子どもへの学習支援

子どもたちが、幼い頃から大切にされている実感を持ち、いのちを大切にする心を育んでいけるような学習支援も重要です。

ブックスタート事業の絵本選定基準に「いのち」や「子どもの権利」の視点を加えることや制作された子どもの権利紙芝居「みんなだいじ」を計画的に活用するなど、「子どもの権利」について幼い子どもたちから学べるよう、継続的な取り組みが必要であると考えます。

オ 担当課・関係課による調整会議と民間団体の活用

条例施行前から継続している既存の事業においては、今後、いかに子どもの権利の視点を取り入れていくかが課題です。条例、及びこころの鈴の認知度を上げ、乳幼児期、学童期(保護者含む)からおとなまで、継続的かつ持続的で、きめ細かな学習の機会を提供していくためには、担当課・関係課とさらなる連携を図り、取組みを継続していくことが必要です。

また、調整会議において、民間との連携、民間団体の有効活用を促進することも必要です。

施策の方向2 (子どもの権利の普及と学習への支援)

関連事業	担当課	成果・効果	課題	提 言 (新たな事業の必要性を含む)
		・青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催による普及啓発 ・「まつもと子どもの権利ウィーク」の創設	・「子どもの権利」についての継続的、持続的な啓発、広報 ・「まつもと子どもの権利ウィーク」の周知	・「まつもと子どもの権利ウィーク」絡めた「子どもの権利の日」の周知の継続 ・まつもと子ども未来委員会の活動の様子を発信することによる「子ども権利」の周知の継続 ・SNSやインスタグラム等を活用
「松本子どもの権利の日」事業	こども育成課 学校教育課		・子ども・大人の認知度がまだまだ低い ・どの人達にPRをしていくのか?子どもがいない家庭での認知度 は低いのが当然だと思う。	・キャラクターやマスコットを活用した周知 ・地域づくりセンター等でのポスターの掲示による周知を行うこ とで、より身近な地域での周知を図る。 ・こども家庭庁創設を契機とした長野県内で唯一「子どもの権利 条例」のある市ということを活用したPR
			・学校での積極的な周知	・学校における「子どもの権利」について学習する時間の確保の 継続
			・高校生の認知度が低い	・SNS等を活用した周知が必要 ・高校の放送部などによる番組作成 ・HP等の活用
こころの鈴について	こども育成課	・こころの鈴相談室カード、こころの鈴通信の作成と配付	・大人が目にすることが少ない。 (小中学校生がいる家庭では、「こころの鈴通信」が配布されているため「こころの鈴」について知る機会はあるが、子育て中の保護者や子育てに携わる方々も相談できるという事知らない人が多い。子どもがいない家庭への周知、啓発が必要	・市民全般に周知する方法の検討 ・市民一人一人が「子どもにやさしいまち」松本を目指した意識 の醸成が必要であるため、大人に向けた「こころの鈴」の周知や 「子どもの権利」について知る機会を設けることが必要 ・児童館へこころの鈴の相談員が出向き、「子どもの権利」につ いて学ぶ機会の提供と「出張相談会」の継続実施 ※家庭でも学校でもない場所での情報提供を兼ねた相談の継続
子どもの権利学習パンフレット	こども育成課 中央図書館	・小学校低学年向け、小学校高学年向け、中学生向けパンフレットの作成と配付(様々な年齢の子ども達に「子どもの権利に」ついて学ぶ機会の提供による「子どもの権利」を学ぶ機会の提供)	・乳幼児や高校生以上に向けた「子どもの権利」について学ぶ機会がない。	・図書館を活用した「子どもの権利」または「道徳」などのコーナーの設置の継続 ・乳幼児やその保護者、その他一般市民に向けた「子どもの権利」について学ぶ機会の発信
子どもの権利の学習支援	こども育成課 学校指導課	・子どもの権利について小中学校や児童センターで子どものいのちや 子ども権利について学ぶ・知る機会となる	・コロナウイルス感染症の影響により児童館や児童センターへの 訪問回数が減ってしまった。コロナ禍での学習支援の検討 ・子どもにいのちの大切さを伝える	・コロナ禍での給食の黙食の時間に校内放送による周知や学習の機会の提供の継続 ・いのちの大切さについて子どもの権利の周知と絡めた周知を継続する。 ・校長講話等で「子どもの権利」の学習機会を設けることを継続する。
保護者に対する広報	こども育成課	・「こころの鈴通信」を活用した広報	・「こころの鈴通信」は、小学生・中学生・高校生に配布されているが、子どもだけでなく、子育て中の保護者なども相談できることが知られていない。	・「こころの鈴通信」を保護者が子どもと気軽に訪れる「こども プラザ」や「児童館・児童センター」でもチラシを設置し、周知 を行う。 ・各学校(高校も含む)の保健室に設置し、子どもが相談できる 場があるということを周知する。 ・町会の回覧板で回覧し、周知する(全年齢に向けたPR)

(2) 子どもの相談・救済の充実

ア 子どもの権利相談室「こころの鈴」

「こころの鈴」は、2013(平成25)年7月の開設以来、子どもの最善の利益を目指して、子ども本人や保護者、関係者からの相談を受け付け、子どもの権利擁護委員とともに、相談・救済体制の充実に取り組んできました。

延べ相談件数は令和2年度408件、令和3年度327件で、令和3年度は減少していますが、新型コロナウイルスの影響のため児童センター等で学習会・出張相談ができなかったことによるものと考えられます。

令和3年度の実相談件数は155件で、そのうち25件において学校等の関係機関との調整が行われています。

また、子どもの権利アンケート結果では、こころの鈴の認知度は、子ども76.7%、保護者73.4%(令和3年度)となっており、平成30年度の前回調査と比べて順調に伸びています。(平成30年度:子ども64.8%、保護者52.1%)他方、課題としては、以下の点が挙げられます。

(ア) 環境整備

相談の方法は、電話、電子メール、面談、ファックス及び手紙のみとなっており、リモートによる対面相談や Line など、様々なツールで相談できる環境の整備を望みます。また、小中学校に配備されている 1 人 1 台端末を利用して相談ができないか検討を進めることが必要です。

相談室の施設も不十分です。現行の相談室は、手狭で、窓もなく閉鎖的であり、子どもが心を開いて悩みを相談する場所としてふさわしくありません。相談には親子で来るケースもあり、別々に話を聞くことが必要な場合もあることから、少なくとも2部屋は必要です。また、子供が気軽に相談できるよう子どもの居場所施設に併設するなど、より相談しやすい環境の整備を望みます。

(イ) 子どもの居場所との連携

子ども自身からの相談を待つだけでなく、子どもの居場所と連携することも重要です。また、子どもの居場所の職員が子どものSOSをキャッチし、相談窓口へつなぐ意識を持ってもらうことが必要です。

特に貧困や学校へ行くことができないなどの問題を抱えている子どもへのアプローチには、こども食堂や中間教室、はぐルッポとの連携が不可欠であることから、学習会・出張相談を実施するなど連携を図ることを求めます。

(ウ) ヤングケアラー対策

ヤングケアラーに関する相談はあまり表に出てきませんが、自分がヤングケアラーに該当するのか分からず相談していない子どもがいると思われます。こころの鈴通信などでヤングケアラーのことを掲載するなど、相談につなげる取組みが必要です。

(エ) 相談室の周知

こころの鈴通信やこころの鈴案内カードの配付、こころの鈴ポスターの掲示など努力はされていますが、子どもの権利アンケート結果では、こころの鈴を知らないと回答した子どもが 21.4%となっています。繰り返し使用できるクリアファイルの配付など、効果的な周知方法の検討が必要です。

イ スクールカウンセラー

臨床心理士や公認心理士などの資格を有するスクールカウンセラーが、中 学校区に1人ずつ、合計12人配置されています。

しかしながら、スクールカウンセラーが学校にいる時間が小学校で月2回 半日程度と少なく、担任の先生や保健室の先生を通さないと相談できないた め、迅速な相談対応が不可能です。スクールソーシャルワーカーのように市 独自でスクールカウンセラーを設置するなど、カウンセラーが学校にいる時 間を増やして速やかに相談できる態勢の整備を望みます。

ウ スクールソーシャルワーカー

学校教育課学校支援室に4名のスクールソーシャルワーカーが配置され、 小中学校を訪問し、子どもたちの相談に応じています。

一方、4人のスクールカウンセラーは順番で小中学校を訪問しているため、 相談希望があっても学校訪問までに時間がかかってしまいます。中学校区に 1人程度のスクールソーシャルワーカーを配置し、速やかに相談できる態勢の 整備を望みます。

エ 子どものためのまちかど保健室

心・体・性に関する悩みについて、週2回あがたの森文化会館で面接により相談に応じています。(令和3年度相談件数96件)

しかしながら、相談場所が1カ所のみであるため、遠方に住んでいる子ど もは利用しづらい状況です。

リモートによる対面相談や電子メールなど、様々なツールで相談できる環境の整備を望みます。

施策の方向3 (子どもの相談・救済の充実)

関連事業	担当課	成果・効果	課題	提 言 (新たな事業の必要性を含む)
		・延べ相談件数:令和2年度408件、令和3年度327件 ・令和3年度実相談件数155件、うち25件において調整を実施 解決例① 心身の悩みによる不登校事案について、学校で支援会議 を行い情報共有する中でそれぞれの役割を確認しながら	・新型コロナウイルスの影響により児童館センター等での学習会・出張相談ができない。 ・電話での相談はハードルが高く、相談したくてもできない子どもがいるのではないか。	・リモートによる対面相談やLineなど、様々なツールで相談できる環境を整備 ・ツールの整備に伴い、ツールに対応した相談員の対応の準備・小中学校に配備されている1人1台端末を利用して相談ができるようにする。
		継続的な相談を行ったケース 解決例② 家族関係の悩みの事案について、数十回のメール相談に 基づき、関係機関の見守りにつながったケース 解決例③ 虐待事案について、子ども本人からのメール相談に基づ き、関係機関と連携し家族関係の修復への方向性を見出	・現行の相談室は、手狭で、窓もなく閉鎖的で、子どもが心を開いて悩みを相談する場所としてふさわしくない。	・親子で相談に来るケースがあり、別々に話を聞くことが必要な場合もあることから、少なくとも2部屋は必要・子どもが気軽に相談できるよう子どもの居場所施設への併設が望ましい
		したケース 解決例④ 虐待事案について、友人からの相談に基づき本人の意思 を確認し、すぐに関係機関と学校が連携を図れたケース ・学校等での支援会議の実施(令和2年度4回、令和3年度2回)	・貧困や学校へ行くことができないなどの問題を抱えている子ど もへのアプローチ	・こども食堂や中間教室、はぐルッポと連携し、学習会・出張相 談を行う。
子どもの権利相談室「こころの鈴」	こども育成課	・相談内容を限定せず、子どもや保護者等からの相談を受け付ける	・ヤングケアラーへのアプローチ・自分がヤングケアラーに該当するのか分からない子どもがいるのではないか。	・こころの鈴通信でヤングケアラーのことを掲載し、相談につな げる。
		1・こころの鈴案内カードの作成:年1回(市内の全小中高校生へ配付)	・どんな人が電話に出るのか分からないと不安を感じるのではないか。	・電話で相談に応じる調査相談員の顔が見えるよう、こころの鈴 通信などの広報に調査相談員の似顔絵を掲載する。
		10	・子どもの権利相談室の名称が固いため、相談を躊躇する子ども がいるのではないか。	・子どもが親しみやすい名称を前面に出す。 例:子ども悩み相談室「こころの鈴」
		(平成30年度:子ども64.8%、保護者52.1%)	・高校生のこころの鈴の認知度が55.3%で、小学生87.0%、中学生84.2%に比べて低い。	・高校生がいる場所(学校等)へ出向いて周知を行う。 ・校内放送や動画でPRを行う。
			・認知度のさらなる向上	・PTA連合会が発行している会報誌「きずな」にこころの鈴の 広報を掲載
			・こころの鈴案内カードやこころの鈴通信は、子どもの手元に置かれないのではないか。	・こころの鈴のクリアファイルを作成し、子どもたちへ配付する。クリアファイルは、繰り返し使用することができ、子どもたちの手元に残ることが期待される。
スクールカウンセラーによる相談対応	学校教育課	・県の費用で、臨床心理士や公認心理士などの資格を有するスクールカウンセラーが、中学校区に1人ずつ、合計12人配置されている。	・スクールカウンセラーが学校にいる時間が少ない。(小学校: 月2回半日程度) 担任の先生や保健室の先生を通さないと相談できないため、迅速 な相談対応ができない。	・市独自のスクールカウンセラーを配置し、カウンセラーが学校にいる時間を増やして速やかに相談できる態勢を整備・スクールカウンセラーのこころの鈴への理解を深めてもらい、連携を図る
スクールソーシャルワーカーによる相談対応	学校教育課	・市学校教育課学校支援室に4名のスクールソーシャルワーカーが配置され、小中学校を訪問し、子どもたちの相談に応じている。	・4人のスクールソーシャルワーカーが順番で小中学校を訪問しているため、相談希望があっても学校訪問までに時間がかかってしまう。	・中学校区に1人程度のスクールソーシャルワーカーを配置し、速やかに相談できる態勢を整備
子どものためのまちかど保健室	こども育成課	・週2回、あがたの森文化会館(青少年の居場所スペース)で、心や体に不安を抱える中高生や保護者などの相談に応じている。(令和3年度相談件数96件)	・相談場所が1カ所のみであり、遠方に住んでいる子どもは利用 しづらい。 ・相談員により成り立っている事業であり、継続性・発展性が課 題。	・リモートによる対面相談や電子メールなど、様々なツールで相談できる環境を整備 ・相談員の育成、後継者の確保

(3) 子どもの意見表明・社会参加の促進

ア 学校

- (ア) 令和2年度から小学校、3年度から中学校で、新学習指導要領がスタートし、市内小中学校の児童・生徒は、より主体的、対話的、深い学び(アクティブラーニング)を実践しています。授業の他にも、児童会、生徒会で、活発に話し合いが行われており、地域を発展させるための方策や地域の伝統行事の継承等、子どもたちが考える機会が増えています。引き続き、子どもたちに話し合いや意見表明の機会を作っていくことを求めます。
- (4) 令和3年度から、市内小中学校の児童・生徒にタブレットの貸し出しが始まり、子どもたちは、新しい意見表明の方法を得ました。タブレットが意見表明の道具として使われる一方、SNS上での誹謗中傷やトラブルに巻き込まれる可能性があります。引き続き、子どもたちがネットの危険性や利用のルールを学ぶ機会や相手を思いやる気持ちを育てる機会を作っていくことを求めます。
- (ウ) 令和3年度の子どもの権利アンケートによると、学校で意見を聞いてもらっていると思う子どもの割合は、だいたいそう思うを含めると 84.7%と高く、松本市の学校の先生たちは、子どもたちの話を聴こうとする姿勢がありますので、引き続き子どもの意見が反映されやすい仕組みづくりへの取り組みを求めます。

イ 学校以外の活躍の場

まつもと子ども未来委員会や、松本市子ども育成連合会ジュニア・リーダー会、地域の活動は、新型コロナウイルス感染症の抑止のため、コロナ禍前に比べ、活動回数が減っていました。それでも、工夫することにより、絶えず子どもたちの社会参加・意見表明を継続していることを、高く評価します。

今後は、コロナ禍で培った工夫する気持ち、アイデアをもとに、子どもたちによる新しい取り組みに果敢にチャレンジすることを求めます。

ウ 学校以外の施設

児童館・児童センターにおいて、子どもたちが自ら考えることで、自分たちの暮らす場・地域を自分たちで作るという意識が生まれます。引き続き、子ども運営委員会等の子どもたちが話しあう機会を作っていくことを求めます。

エ その他

子どもたちの平和推進活動への参加は、子どもたちの平和意識の向上につながります。市内には、松本市の平和への取り組み(「平和の火」など)を知らない子どももいますので、命の大切さを含め、平和について、子どもたちの思い・意見を、広く市民に伝える機会を設けることを求めます。

施策の方向4 (子どもの意見表明・社会参加の促進)

種類	関連事業	担当課	成果・効果	課題	提 言 (新たな事業の必要性を含む)
学校	意見表明しやすい環境をつくるための取り 組み	学校教育課	(学校での意見表明しやすい環境づくり) 全校で実施 ・2020年から小学校、2021年から中学校で、新学習指導要領がス タートし、子どもたちは、より主体的、対話的、深い学び(アクティ ブラーニング)を実践している。 ・授業の他にも、児童会、生徒会で、活発に話し合いが行われてい る。 ・話し合いの中で、地域を発展させるための方策、地域の伝統行事 の継承等を子どもたちが考える機会がある。	を継続する。 ・LGBT等個々の悩みを表明するには、社会的な認知がまだ広がっていない。	・学校内外に話し合いの場(機会)があればよく、子どもの声を聞く機会があればよい。(大人はそれを見守る)・実施事例の蓄積、紹介があればよく、マスコミ(テレビ、新聞)を使って広げられればよい。・どんな子どもも意見をあげられるような、多様性を認め合える雰囲気を醸成できればよい。
			(タブレットの活用) 市内小中学校の児童・生徒に貸し出し ・児童・生徒にタブレットが配布されたことにより、子どもたち は、新たな意見表明の方法を得ている。	・コロナ禍で利用が拡大 ・SNS上での誹謗中傷の可能性 ・SNS上でのトラブルに巻き込まれる可能性	・SNS等のネットの危険性や利用のルールを学ぶ機会が必要。 ・相手を思いやる気持ちを育てる機会があればよい。
	子どもの意見が反映されやすい仕組み作り への取り組み	学校教育課	・三者懇談会や学校評価を通して、子どもの意見を聴き、反映するようなしくみづくりを全校で実施・先生たち(学校)側が一方的にきまりを押しつけることがなくなる。なぜ、どうしてというきまりを作った理由をみんなで考えるようになる。	・すべてを子どもたちに決めさせる事は不可能 ・よりよい生活のために改善していく一策として実施	・引き続き子どもたちにも、話し合う場、話し合い等を学ばせていく。
	特別支援教育の充実	学校教育課	(ふれあい教育展の実施) 年1回 ※新型コロナウイルス感染症のため中止 (特別支援学級数) 市内小中学校182学級	・広く市民に周知が必要	・SNS等を使い、広く市民に周知する。 ・市外の取り組みに参加する。
	まつもと子ども未来委員会	こども育成課	・子どもの権利市民フォーラムにおいて市への提言を実施(委員数42人、委員会開催12回) ・松本市平和記念式典「平和の集い」において平和の実現に向けた メッセージを発表	・子どもたちによる新しいチャレンジがあればよい。 ・市内外への発信があればよい。	・今まで培ってきた未来委員会での経験をもとに、新たなチャレンジを考える。 (市への提言以外にも、自分たちにできることを行ってみるなど) ・SNS等を使い、引き続き広く周知する。
学校以外の 活躍の場 (地域含む)	子ども交流事業	こども育成課	・子どもの権利条例のある市町村との交流で自ら考える主体性を育む。 ・コロナ禍でもオンラインで交流を継続	・参加者以外への周知・	・SNSを使い、交流内容を周知する。 ・オンラインを使い、子どもの権利をもつ市町村と交流を行う。
	子ども会活動支援	こども育成課	・ジュニア・リーダー会員数30人、研修開催数年間3回、リーダー講習会3回(1回は報告会)、チビッ子カーニバルは新型コロナウイルス感染症蔓延抑止対策として中止・研修会の内容を、子どもたち自らが考え、運営、実行・ジュニアリーダーが成長し、育ってきている。	・コロナ禍で、活動回数が減少している。	・コロナ禍で学んだことも生かし、子どもたちの経験・活躍の場(機会)を継続する。
	コミュニティースクール事業	生涯学習課	・35地区公民館で随時実施 ・学校と地域が協働して、子どもを見守り、育てる地域づくりができている。 ・地域でしか学べない事を体験できる。	・コロナ禍で、活動回数が減少している。	・地域活動を通して、子どもたちが防災活動等に関われればよい。 ・地域活動を通して、地域の一員としての気持ちを育てられればよ い。
施設	子ども運営委員会	こども育成課	(子ども運営委員会) 各児童センターで工夫して実施 (児童館・放課後児童健全育成事業) 児童の主体性を育む 自分たちの暮らす場・地域を自分たちでつくる。	(子ども運営委員会) 登録児童の低学年化のため、高学年の力を利用(活用)できない。 (児童館・放課後児童健全育成事業) 児童の主体性に基づいたとりくみの共有、学び合い 技術面の研鑽	(子ども運営委員会) 一般児童の活用を促したい。 (児童館・放課後児童健全育成事業) 市内の児童館・児童クラブ実践の共有。学習会や通信など。
7,512	こどもに関わる施設における子どもの意見 取り入れ	こども育成課	(児童館・児童センター) ・子どもたちが自ら考えることで、自分たちの暮らす場・地域を自 分たちでつくるという意識が生まれる。 (子どもの居場所) 学校以外の子どもたちが集まる場で交流する事で、視点が広がる。	(子どもの居場所) 高校生などの集まる場、自由に学習できる施設が時間が不自由で活用 されてない。	(児童館・児童センター) アンケート、代表児童による市・館職員への提言 (子どもの居場所) 誰でも自由に使えるたまり場が必要。飲食しながらおしゃべりした り、学習できると良い。
その他	広島平和記念式典参加事業松本市小中学生平和ポスター展開催事業	平和推進課	(広島) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業を中止 (ポスター) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業を中止 ⇒R3をもって事業中止。R4より代替事業として「平和三行詩展」 を開催予定 ・子どもたちの平和意識の向上 ・学校教育だけでは、なかなか取り上げられない事業 に参加することで、社会参加の自覚ができる。	・松本市の平和への取り組み(「平和の火」など)を知らない子ども がいる。	・子どもたちが社会参加を意識するよい機会なので、平和推進事業に 引き続き子どもが関われればよい。 ・子どもたちの思い・意見を、広く市民に伝える工夫があったらよ い。
	子どもの権利	こども育成課		こどもの権利の中で、命の大切さ(権利)を学ぶまでにつながっていない。	性教育を含め、命の大切さを理解し自己尊重を深める教育の機会を設 ける。

(4) その他の施策の方向に関する事業

ア 公衆トイレの洋式化

公衆トイレの洋式化の整備状況は、公園緑地課が管理している 80 カ所の公園のトイレの大便器 177 個のうち、洋式が 39 個で整備率 22%です。また、環境保全課が管理している 29 カ所の公衆トイレの大便器 68 個のうち、洋式が 23 個で整備率は 33.8%です。

和式トイレは、小さな子どもには使いづらく、また、松本は観光地として 外国人も公衆トイレを利用することから、トイレの洋式化のさらなる推進が 必要です。

イ 乳幼児健診・乳児一般健康診査

自閉症や発達障がいは早期発見して早期療育にかかるのが良いと言われています。松本市では1人の子どもを必ず2人の保健師で見る体制が取られていますが、健診の時に発見できるよう保健師のスキルアップを望みます。

ウ 放課後等デイサービス事業

学校通学中の障がい児に対して放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練が行われる放課後等デイサービス事業は、現在約30カ所の事業所で行われています。

しかしながら地域によって事業所数に偏りがあり、自宅近くに事業所が無い場合は移動時間が長くなり利用しづらい状況です。また、重症心身障がい者、医療ケアが必要な方、知的障がい者の行動障がいなど、対応が難しい方などを受けてくれる事業所がかなり少ない状況です。

場所的なもの、数的なもの、物質的なものの見直しを望みます。

エ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の病気や出産、育児疲れ等で子どもの養育が一時的に困難になった時、乳児養護施設と乳児院に委託して一時的に宿泊を伴った養育・保護を行うショートステイは、期間が1週間となっています。

1週間を超える場合は、一時保護に切り替えることになりますが、一時保護となると保護者からすると敷居が上がるように感じたり、手続きが必要になったりすることから2週間程度への期間の延長を望みます。

オ あるぷキッズの支援事業

発達に心配のある子どもとその保護者の親子で通っていただく「あそびの 教室」は、参加者の満足度が98%以上であり好評です。

より多くの方々が参加できるよう事業の拡大を望みます。

4 推進体制について

(1) 庁内推進体制

条例や推進計画を総合的・重層的・継続的に実施していくためには、条例でも 規定しているように(条例 21 条)、全庁的な推進体制をとり、それを実効あるも のにすることが不可欠です。庁内には、さまざまな連絡会議や協議会等が存在し ますが、松本市子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議を単なるひとつの 会議にとどめず、実質的にも子ども施策の根幹に位置する推進会議にしていくこ とが望まれます。

(2) 市民、関係機関等との連携

推進計画の策定に向けて提言をした際にも強調しましたが、条例および推進計画の実施は、行政や議会だけですすめられるものではなく、市と関係機関や子どもを含む市民・市民グループ・NPO等との連携・協働が必要です。

そのためにも、プライバシー保護に配慮しながらも、子どもに関わる情報の共有が必要です。行政各部局に点在する子どもに関わるデータ、アンケートやヒアリングに現れる子どもの思いや願い、事件・事例にみられる子どもを取り巻く状況、行政の施策・事業、関係機関の取り組み、市民・NPO等の市民社会の活動などを総合的に把握することができる松本版の『子ども白書』(仮称)の作成が必要です。

また、とりわけ子ども支援においては、若者の応援や専門家の関わりが不可欠ですので、松本市及び長野県にある大学(大学のゼミ等)との連携を具体的に進めることが求められます。

(3) 委員会のあり方など

本委員会の委員構成は、委員の背景にある関係団体の取組みや子ども・子ども施策の実際などを把握あるいは考慮した議論ができるものとなっています。

しかし、本委員会の意味や役割からして、今回の中間報告作成に当たってワーキンググループを設置し協議するなど委員にボランティアで活動してもらうというような事態を避けるためにも、委員会の開催回数を増やすなど委員会の条件整備をすすめることが求められます。

また、役職交替で毎年入れ替わる委員が一定数いますが(この委員たちも本委員会の協議には貢献していますが)、協議の継続性や積み重ねという観点からすると、委員の任期は原則として本委員会の任期に合わせることが望まれます。

なお、委員会では直接子どもを委員にするのではなく、子どもに対するアンケートや委員のつかんでいる子どもの意見などに基づいて、子どもの意見表明・社会参加を図っています。

子どもへのヒアリングや「子ども未来委員会」での意見聴取など、多様な子ども の意見表明・社会参加が進むよう、さらに工夫していくことが求められます。 おわりに当たって

作成中

第4期松本市子どもにやさしいまちづくり委員名簿

区分	氏名	団体・役職等
有識者	荒牧 重人	山梨学院大学 教授
	森本 遼	弁護士
	宮林 麻里	松本市医師会 理事
	高橋 和幸	子どもとメディア信州 幹事(メディアリテラシー関係団体)
	山本 侑一郎	NPO法人ワーカーズコープ松本事業所長(子ども食堂運営団体)
	赤井 幸子	松本市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員 委員長
	井坪 秀明	菅野小学校長(松本市校長会)
子ど	幅 誠一郎	明善中学校長(松本市校長会)
と も 関	鳥谷越 浩子	松本蟻ケ崎高等学校長(松本市内高等学校長 代表)
係機	藤沢 広信	長野県松本児童相談所長
関	渋谷 洋介	松本市保育園保護者会連盟 会長
	加藤 慎介	松本市PTA連合会 会長
	臼井 和夫	松本市子ども会育成連合会 会長
公募	中島 親	市民公募委員
委員	前田 敏彦	市民公募委員